

教育職員、事務職員、学生及び、
車道校舎を利用するすべての皆様へ

2019年6月
学校法人愛知大学

車道校舎喫煙場所移設のお知らせ

これまで、本学では受動喫煙防止の観点から敷地内禁煙（指定喫煙場所を除く）に取り組んで参りましたが、この度、「健康増進法の一部を改正する法律」（以下、改正健康増進法と言う。）が2019年7月1日に一部施行されることに伴い、2019年6月30日をもって、車道校舎指定喫煙場所〔愛知大学生生活協同組合店舗横〕を撤去し、代わりに2号館跡地に特定屋外喫煙場所を設置することとなりましたのでお知らせいたします。

記

■ 車道校舎 指定喫煙場所（屋外）の撤去

指定喫煙場所：愛知大学生生活協同組合店舗横（屋外）

撤去日時：2019年6月30日（日）22時

■ 車道校舎 特定屋外喫煙場所の設置

特定屋外喫煙所：車道校舎2号館跡地

設置日時：2019年6月26日（水）（予定）

※特定屋外喫煙所以外での喫煙は一切認められません。

■ 改正健康増進法を遵守するためにご配慮いただく事項

- （1）“加熱式たばこも紙巻たばこ同等の扱い”となります。
- （2）“20歳未満の者は、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、一切、特定屋外喫煙場所へは立入禁止”となります。
- （3）“喫煙をする者は、喫煙をする際は望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない”ため、通学路、駅、校舎敷地等の周辺も含め、喫煙はご遠慮ください。

以 上

西駐車場

駐輪場

東駐車場

現在地

2019.6.30 まで

新喫煙場所

2019.6.26 から

西側
入口

東側
入口

入口

本 館

桜 通